

第8回青森県環境審議会

日時：平成21年9月11日（金）

午後1時30分から3時30分まで

場所：青森国際ホテル3階「孔雀の間」

1. 開会

(司会)

定刻になりましたので、ただ今から第8回青森県環境審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます青森県環境生活部自然保護課の自然公園グループマネージャーの角谷と申します。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は全委員数33名のうち25名の委員に御出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをまず御報告申し上げます。なお、出席者については、別紙の名簿を御覧下さい。

それでは次に本日の資料を確認させていただきます。お手元には、次第、それから名簿、席図の他、本日の会議の資料でございます。資料ナンバーを振っておりますけれども資料の1～9という資料がございます。資料の1が、小泊鳥獣保護区小泊特別保護地区指定書（案）というもの、それから資料の2が、同じ指定計画書（案）の概要、それから資料の3、同じく保護地区の現況の写真、それから4番目が、同じく保護地区に生息する鳥獣類ということで、以上4つの資料、これが諮問案件に関する資料でございます。それから資料の5、県立自然公園の見直し作業について、それから資料の6、種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更についてという資料、資料の7番目が、自然公園の区域及び公園計画図というもの、それから資料の8、同じく公園の指定書及び公園計画書、素案というものでございます。それから資料の9が、同じく公園計画等の変更にかかる経緯及びスケジュールと、以上9の資料がございます。

それから本日、針生委員から環境省のパンフレットということで皆様のお手元の方に、「生き物みつけ」という小さいパンフレット、それからその薄いもの、それからチェックシートというものをいただいております。

資料については以上ですが、不足がある場合は事務局の方にお知らせ下さい。

よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして青森県環境生活部中村次長から御挨拶を申し上げます。

2. 開会挨拶

(中村次長)

環境生活部次長の中村でございます。一言御挨拶を申し上げます。

本日は、第8回青森県環境審議会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から環境政策をはじめ県行政全般にわたりまして格別の御理解と御協力をいただいております。心から感謝を申し上げます。

本県は世界自然遺産の白神山地をはじめ、八甲田山、十和田湖など美しい自然が溢れ、安全で安心な

品質の良い農林水産物、多様なエネルギーなどに恵まれているところでございます。

一方で、地球温暖化や生態系の劣化など、近年、地球規模での環境問題が深刻化しつつある中で、私達は今の生活のあり方を根本から見つめ直す時期を迎えているわけでございます。

県では、今年から「青森県基本計画未来への挑戦」をスタートさせておりますけれども、この中で私達は地球規模での環境問題に対応していくとともに、本県の強みであります恵まれた自然環境をさらに価値あるものとしていくため、県民一人ひとりが環境に配慮した生活を営む低炭素・循環型社会の形成に向けた取組を進めているところでございます。

今後とも、本県が誇る四季が織りなす美しい風景と豊かな自然環境を後世に継承し、青森県と言えば「環境」と言われるように、戦略的な取組を積極的に推進していきたいと思っております。

本日の審議会では、「小泊鳥獣保護区小泊特別保護地区指定計画書案」について御審議いただいた後、「種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更」についての御報告をさせていただくこととしております。

委員の皆様方には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。ご挨拶といたします。

本日はよろしく願いいたします。

3. 議事

(司会)

それでは議事に入ります。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤田会長さんの方をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

(藤田会長)

それでは挨拶は抜きにいたしまして早速議事に入らせていただきます。

まず最初に議事録署名者を指名させていただきます。

署名者は安宅委員さん、よろしいですか、それと葛西恭子委員ですが。

では、そのお二方をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、本日の諮問案件1件、報告案件1件、今回は両方とも自然関係ということになっておりますが、諮問案件の方は小泊鳥獣保護区の計画についてです。

諮問書をお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

(中村次長)

青森県環境審議会会長 藤田均殿

青森県知事 三村申吾

諮問書

次の事項について諮問します。

小泊鳥獣保護区小泊特別保護地区指定計画書（案）について

諮問理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づき、小泊鳥獣保護区において

特別保護地区を指定したいので、これについて意見を求めるものである。

(藤田会長)

ただ今、三村知事よりの諮問書をいただきました。さっそく議事に入りたいと思います。

この諮問につきまして、それでは事務局の方から御説明をお願いいたします。

(三上自然保護課長)

自然保護課の三上でございます。

それでは、お配りをしました資料に基づきまして御説明をいたします。資料1～4を使いまして御説明いたしますが、資料1は今回御審議いただく計画書(案)そのものでございますが、その資料1を説明するための資料ということで、資料2～4に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず資料2をお開き願いたいと思います。

資料2、小泊鳥獣保護区小泊特別保護地区指定計画書(案)の概要でございます。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。ここでは最初に、鳥獣保護区の概要について簡単に御説明をいたしたいと思います。鳥獣保護区を設定する目的でございますが、鳥獣保護法第28条の規定によりまして、鳥獣の保護繁殖を図ることとなっております。同法第29条によりまして、この鳥獣保護区の区域の中でも特に鳥獣の保護繁殖を図る必要のある区域を特別保護地区に指定しております。今回御審議いただくのがこの特別保護地区の指定ということになります。

現在、県内においては鳥獣保護区は88箇所、約13万2千ヘクタール、うち特別保護地区については11箇所、約2万2千ヘクタールとなっております。

次に、2の存続期間でございますが、鳥獣保護法第28条の規定によりまして鳥獣保護区の存続期間は20年を越えることはできないとされておりますが、今回の小泊特別保護地区につきましては利害関係者等の意見を踏まえながら最大の存続期間を20年ということにしております。

なお、今回、指定ということで御審議いただく小泊特別保護地区は、昭和54年に新設されまして、以来設置箇所、区域共に同様で現在に至っております。従いまして、実質的には存続期間の延長ということになるわけでございますが、鳥獣特別保護地区につきましては存続期間を更新する場合には指定を改めて行わなければならないということにされておまして今回御審議をいただくというものでございます。

次に3の鳥獣保護区内での制限の関係でございますが、鳥獣保護区、特別保護地区共に区域内での鳥獣の捕獲が禁止されております。さらに特別保護地区の場合は、これに加えまして、後ろの方に書いてございますとおり①～④に掲げる行為をする場合には県の許可が必要ということになります。

つづきまして、4の有害鳥獣による被害の対策についてでございますが、鳥獣保護区、特別保護地区共に鳥獣の捕獲が禁止されているということは今申し上げたとおりでございますが、区域内に生息する鳥獣によって近隣の農林作物等に甚大な被害があった場合などについては所管の市町村長の許可を得た上でそれらの鳥獣を捕獲することができるというふうになっております。

最後にその他でございます。特別保護地区の指定に当たりましては、区域を所管します市町村長、農協、森林組合、猟友会、野鳥の会さん等の利害関係者から意見を聞くことになっております。今回につきましては、去る7月24日に中泊町にあります日本海漁火センターにおきまして公聴会を開催し、いずれも同小泊特別保護地区の指定に当たりましては賛成との意見をいただいております。なお、意見の内容につきましては6ページに添付してございます。

以上、簡単でございますが、鳥獣保護区及び特別保護地区の概要について御説明を申し上げます。
それでは、これらを踏まえまして、次に計画書（案）の具体的内容の御説明をさせていただきます。
2ページをお開き願います。説明につきましては主要な点のみとさせていただきますので、よろしくお
願いを申し上げます。

まず小泊特別保護地区の区域及び現地の状況についてであります。恐れ入りますが、先に資料の5ペ
ージをお開き願いたいと思います。1枚めくりまして右の方にあるわけでございますが、ここにおきま
しては小泊鳥獣保護区の区域図を掲載しております。若干見えにくいかと思いますが、この赤、全体で
ございますが、囲まれている区域が鳥獣保護区の区域でございます。面積は3,125ヘクタールとなっ
ております。

今回、御審議いただいております小泊特別保護地区につきましては、上の方の赤の斜線の部分がござ
います、これでございます、471ヘクタールとなっております。ちなみに、土地は全て国有林となっ
ておりまして、青色の線は国有林の管理上区分している林班という単位ごとに囲んだものでございま
す。なお、図面上に①～⑧と番号を振ってございますが、これにつきましてはこれから御説明いたします現
況写真の撮影ポイントとなっております。お手数ですが、この写真の位置と合わせつつ、資料の3をお
開き願いたいと思います、現況写真でございます。

①の写真でございます。この区域、小泊の特別保護地区より高台にございます眺観台、そこから撮影
したものでございます。真ん中右よりの山のちょっと高いところがございますが、このポイントから左
側に向けた海側の斜面、実際はこの写真に写ってございませませんが右側の斜面がその区域ということに
なります。

申し訳ありませんが、この写真、その地区が今申し上げましたように海側の斜面ということで、海側
から撮影しないと森林の状況、全体が確認できないということになっておりますが、位置の確認と周囲
の状況を把握してもらえらと思います。

②の写真につきましては①に継続したものでございます。今申し上げましたとおり、海側から撮影す
れば全景が見渡せるということと思いますが、現地、何分とも傾斜が急だと、またなかなか全景写真を
撮影するのが困難ということがございます。ご容赦をいただきたいと思ひます。

次に2ページをお開き願いたいと思ひます。③以降は、①と②、先ほどの写真と比較すると近景の近
場から写した写真ということになっております。③の写真につきましては、立木、木があるあたりから
向こう、海に向かう斜面が当該特別保護地区となっております。

④の写真でございますが、なかなか木の高さが分かりづらいと思ひますが、実際にはヒバ等の針葉樹、
ブナ・ナラ等の広葉樹等が折り重なるうっそうとした森林の区域となっております。

3ページでございます。⑤番と⑥番の写真につきましては、鳥獣保護区の看板を撮影したものでござ
います。

4ページをお開き願いたいと思ひます。⑦、⑧の写真とも林内での状況について撮影したものでござ
います。

以上が小泊の特別保護地区の区域の現況等でございます。

それでは、恐れ入りますがまた資料2の2ページにお戻り願いたいと思ひます。

次に1の（4）特別保護地区の指定区分の関係でございます。鳥獣保護区では野生鳥獣の保護繁殖を
図ることを目的とするということで、先ほど御説明申し上げましたが、その場所によってより具体的な
目的別の指定区分を設定しております。指定区分につきましては、ここで赤書きで記載しておりますと
おり森林鳥獣生息地、大規模生息地、集団渡来地等に分かれておりますが、このうち小泊特別保護地区

につきましては森林鳥獣生息地に区分しております。

(5)の特別保護地区の指定目的については、ここに記載してあるとおりでございます。

次に3ページの2にあります特別保護地区の保護に関する指針でございます。内容といたしましては、現状のままの保全を基本とすること、あるいは現場巡視を通じた区域内の鳥獣の生息状況の把握、地元市町村、森林管理者などの関係機関と連携した鳥獣保護に係る普及啓発に取り組むなどとしてございます。

次に、飛びまして4番の指定区域における鳥獣の生息状況でございます。当該地区の概要につきましては(1)のア～エに記載しているとおりでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。(2)の方では生息する鳥獣の種類を記載しております。この中で、書類の頭の方に○がついてございますが、これが一般的に見られる鳥獣というものを示してございます。また下線を引いてあるハヤブサ、オジロワシ、クマタカにつきましては、鳥獣保護法に定めております希少鳥獣ということになっております。ニホンカモシカにつきましては国の特別天然記念物に指定されております。

計画書の方では環境省からの指導ということでこのような記載となっておりますが、この中には特に表示は無いわけですが、県内におきまして絶滅の恐れのある野生生物を掲載したレッドデータブックというものを定めておりますが、これに載っている種もでございます。若干これについて御説明をしたいと思っておりますので、恐れ入ります、資料4をお開き願いたいと思います。

まず鳥類の関係でございます。1ページにございますヤマドリ、アオバト、セグロセキレイなどの比較的小柄なものから、次にございます、2ページ目にありますがハヤブサ、オジロワシ、3ページにありますミサゴ、クマタカ、こういった大型の猛禽類のほか、4ページにございますホシガラス、クロサギ、イワツバメなど、多種多様な鳥類がこの地区には生息しているということでございます。また、獣類の方では、右の5ページにありますとおり、先ほど申し上げました天然記念物のニホンカモシカ、あるいはニホンリスの他、ノウサギ、イタチ、テンなどが生息しております。

ちなみに、ここで写真に掲載しているもののうちレッドデータブックに載っていないのはイワツバメとニホンリスのみで、それ以外は全てレッドデータブックに記載されているというものでございます。特にクマタカにつきましては、県内においてAランクの最重要希少野生生物に分類しているという種になります。

また、同地区におきましては御承知のとおり津軽半島の北端に位置してございます。北海道から渡って来ます鳥類の絶好の休憩場所となっていること、また加えて、特にイワツバメ、あるいはハヤブサにつきましてはその区域に営巣しているということが確認されております。

説明につきましては以上でございます。

県としましては、当該区域は野生生物にとって貴重な区域でございます。今後とも法令を順守し適性に管理していくことを必要と考え、引き続き特別保護地区に指定するものでございます。

以上で小泊鳥獣保護区小泊特別保護地区指定計画書案の説明を終わらせていただきます。

なお、諮問案件に係ります事前の御質問等はございませんでした。

以上でございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

これまでどおりの区域内容であるということです。それから、これに対する反対意見は無いという御

説明でした。期間的にはこれから 20 年を予定していますが、何か御質問、それから御意見等がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、針生さん。

(針生委員)

針生です。

この地域は野鳥の会におきましても弘前支部の管轄でございますので、私としては特段、何か言う場所ではないので、弘前支部の方に全部任せていたつもりですが、若干、ちょっと確認したいことがございます。

まず、生息する鳥獣類のいわゆるリストがございますが、いつの調査で、どんな方法で調査されたのかがまず1つでございます。それからもう1つは、保護管理方針として鳥類分布調査、現場巡視等を通じて生息状況の把握に努めるとございますが、具体的にどのような調査と巡視を計画しておられるのか。それからもう1つは、施設整備に関する事項でございますが、保護区用の制札を3本、特別保護地区用の制札を2本、案内板を1基とございますが、案内板は写真にあるとおり分かるわけですが、この制札と特保の制札につきましては鳥獣の保護地区に関わらず自然公園内の特別保護地区におきましても法的に定められたものでございますので、それはよく分かりますが、一般の幼少からご年輩の方までが全て分かるかというところから分からないわけですね。なぜ特別保護地区なのか。ここは国の宝に匹敵するような地域なので、国の宝の鳥や獣が、大事な鳥獣が生息するので保護するものでありますとか。具体的に掲げますと、よく河川に「危険だから近寄るな」とありますけれども、1～2年生やその学校に入る前の方に危険と言っても分からないと思います。あぶないから寄るなとか、そういう形で、いわゆる、もう少し分かりやすいこの制札の他に補助板を設けたらいかがなものかと思っております。

それから、確か、ちょっと名前、私はこう思っていたのですが、小泊の海岸に確かツバクロ崎とかという地名があるんですね。そこにどのツバメが、イワツバメなのかハリオアマツバメなのかまだ把握できてないんですよ。私どもの前支部長が漁船を借りて、そのツバクロ崎に海岸から近寄ったのですが、荒天の為途中で引き返して、未だにそれを確認できてないということがございますので、もし何かの機会がありましたら、確かツバクロ崎とかという地名のツバメの種類を固定する必要があるのではないかなと思っております。

以上でございます。

(藤田会長)

3つほど質問がありましたが、全て答えられなくてもいいかと思いますが、分かる範囲内でお願いたします。

事務局の方、いかがですか。

(三上自然保護課長)

それではお答え申し上げます。

最初の鳥類のリストの関係の調査の関係でございますが、針生委員からお話がありましたように、ここを管轄いたします日本野鳥の会弘前支部の小山支部長の方から確認をいたしました。具体的に現地の方に行けなかったのですが、これまで野鳥の会さんの方で確認した結果の状況をお話いただきましてここに掲載したものでございます。

次に保護管理方針の調査の関係でございます。具体的に今後どういう形というのはまだ決定をしてないわけでございますが、この鳥類生息調査という形で新たにというのは非常に、なかなか厳しいものもあるわけでございますが、日本野鳥の会さんなどの御協力をいただきながら対応していきたいと考えております。

次に制札の関係の補助板ということでございました。これについても若干どういう形でやればいいのかということがありますけれども、今後どういう形でやれるのかについてちょっと検討をさせていただければと思います。

ツバクロ崎ですか、そちらの方については調べさせていただきます。

以上でございます。

(藤田会長)

針生さん、よろしいですか。

(針生委員)

やむを得ないでしょうね。

私としては、この他の普通の一般的な鳥獣保護区の更新とか休猟区のいわゆる更新とか、いろんな資料が私の方にいっぱい来るわけです。今年度も三八地域とか、いろんなところからきておりますけれども、1つとして満足な鳥獣の生息リストが添付されたものはございません。誠に残念です。東北6県、いろんなところと連絡を取り合っておりますが、青森県ほどこの生息調査について遅れている県はありません。多大な金のかかる事業がありますけれども、やはりもう少し、私どもも趣味の会ですが、それなりのいわゆる調査の能力があるわけですので、私どもは、もう少し私どもと相談をして計画的に予算化して、次の鳥獣保護計画においては他に恥じることはないような調査をなさって、そしてしっかりした生息する鳥獣リストを添付していただければ、すぐさま私どもはOKなり何なりのサインを出せるかと思っております。

一応賛成という形で意見書を出しますけれども、必ず私は、残念ながらこれには生息リストがございませんので云々かんぬんと言っておくことを付け加えさせていただきます。

以上です。

(藤田会長)

鳥獣保護区の存続という意味では、今の傾向としては全国的に調査がかなりされるようになってきていますので、県といたしましてもなるべく可能な範囲内で調査をしていただきたいと思いますと思うのですが。

ちょっと私から1つだけ質問させていただきますが、この哺乳類なんですが、サルとかツキノワグマはいないんでしょうかね。書いてはいないのですが。

(三上自然保護課長)

サルにつきましては、やはり動くので、津軽半島自体は今、大分増えたりしていますのでいるかとは思いますが。ただ、ツキノワグマにつきましては、これまで見られたというか、そうことは聞いてございません。

(藤田会長)

それでしたら、サルというのを入れておいた方がいいんじゃないですかね。もちろん動くものですが。ここに入ってないですよ。

(三上自然保護課長)

実は、ここに書いてありますのは主なものという形で取り上げていておりまして、先ほど申し上げました鳥類につきましても、野鳥の会さんの方からはここに掲げ切れないほど一般的なものも踏まえればあるというでした。一応、どこまで書けばいいのかとはっきり決まっているわけではないのですけれども、ここにある分を記載したというものでございます。

(藤田会長)

この計画書の概要のところの獣類と書いてある4ページのところは主なものなんですか。それならいいですが。

(三上自然保護課長)

そうでございます。

(藤田会長)

分かりました。失礼しました。

何か他に御意見等がございましたらお願いいたします。

私も、3番目に出ました針生さんの意見で、できればお願いしたいと思うのですが、やはり鳥獣保護区の看板が案外遠くに掲げてあったり、分かりにくいといったようなことと、それからやはり、こういった良い青森県の行政ですので、大いに県民にアピールする上で、ここが素晴らしい鳥獣保護区だといったような、案内板というのかどうか分かりませんが、そういうのも合わせて法令に基づくものとそれから解説書のようなものと掲げていただければ、せっかく多くの観光客がこちらに来られていますからね、観光の上でも役立つのかなと思いますので。是非御検討いただきたいと思います。

他にありませんでしたら、このままで原案どおり了解ということで答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御意見、ございませんか。

はい、それでは、それを事務局の方で書いていただくということもありまして、今から10分間休憩したいと思います。その後、種差海岸の方の県立自然公園についての話を持っていきたいと思いますが。

それでは、今、2時5分ですから15分まで休憩いたします。

<休憩>

(藤田会長)

それでは会議を再開したいと思います。

皆様に配布いたしました答申案ですが、朗読させていただきます。

平成21年9月11日

青森県知事殿

青森県環境審議会に対する諮問事項について答申

平成 21 年 9 月 11 日付青自然第 376 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果、適当と認められるので、この旨、答申します。

記

小泊鳥獣保護区小泊特別保護地区指定計画書（案）について
以上です。

何か御意見、ありますでしょうか。

(委員)

なし

(藤田会長)

それでは、このまま答申したいと思います。

青森県知事 三村申吾殿

青森県環境審議会会長 藤田均

青森県環境審議会に対する諮問事項について

答申

平成 21 年 9 月 11 日付 青自然第 376 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果、適当と認められるので、この旨答申します。

記

小泊鳥獣保護区小泊特別保護地区指定計画書（案）について
以上です。

(中村次長)

どうもありがとうございました。

(藤田会長)

以上で諮問案件についての審議を終了いたします。

次に報告案件の種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について、報告を受けたいと思います。これは報告事項ですので、審議ということはまた今後、次回ということになるかと思いますが、説明の方をよろしく願いいたします。

(三上自然保護課長)

それでは、報告案件でございます。

種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更についてでございます。

この案件につきましては、現在、県立自然公園の見直しということで作業を進めているものでございまして、お示ししたとおり素案という段階でございます。最終的な案につきましては、今、会長の方か

らもお話がありましたとおり改めて年度内に開催が予定されております第9回の環境審議会に諮問をする予定としているものでございます。今回につきましては途中経過という意味合いで報告させていただくものでございます。

資料につきましては5～9までを使って御説明をさせていただきます。

まず資料5を御覧下さい。県立自然公園の見直しとはどのような作業をするかということで記載したものでございます。

県立自然公園の制度につきましては、自然公園法及び青森県立自然公園条例に規定されております。今回の公園区域の変更、公園計画の変更に当たっては条例の規定によりまして関係市町村及び青森県環境審議会の意見を聞くということになっております。

次に、(2)の公園計画の概要でございます。公園計画とは、自然公園の特性に応じましていかにして風景の保護を図り公園としての資質を保全するか、またどのように利用増進を図るかについて定める計画であり、保護計画と利用計画、この2つの計画がございます。自然公園の設置目的につきましては、優れた自然の風景地を保護するとともにその利用増進を図ることにあることから、公園計画につきましては個別の自然公園毎に保護と利用の基本的な方針を表したものと言えるかと思えます。

また、保護計画には一定の制限の下で風致景観の保護を図るため、特別地域や普通地域といった地域を区分する、これを地種区分と言いますが、保護規制計画がございます。地種区分はその土地の自然の状態や使われ方によって決められるものでございます。また、利用計画には公園利用にふさわしい施設を計画的に整備するため、道路、園地等の施設につきまして配置と整備方針を定める利用施設計画がございます。

次に2の県立自然公園の公園計画の見直しでございます。目的でございますが、県立自然公園を取り巻く社会的条件や利用実態の変化に現公園計画が対応できない状況にある場合、つまり指定当時と変わって道路が出来たり住宅が増えたりとか、現況が計画と合わなくなった場合、適切な公園管理が行えるようにするというものでございます。

次に、ページをめくりまして裏側を御覧いただきたいと思えます。自然公園の規制について概要を御説明いたします。

ただ今、御説明いたしました保護規制計画に記載される地種区分と言われるものの具体的な内容になります。県立自然公園の場合は特別地域と普通地域に分かれまして、特別地域はさらに第1種、第2種及び第3種の特別地域に分かれます。第1種は風致を維持する必要性が最も高い地域で、現在の景観を極力保護するよう、強い規制がかかる地域であります。第2種は第1種と第3種の間隔的な度合いの規制がかかる地域であります。第3種特別地域は、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域で、通常の農林漁業が許容される地域となります。特別地域内では建物等の工作物を建てたり、あるいは看板を立てたりするなどの行為をしようとするときは許可が必要ということになります。その許可に当たりましては許可基準というものが定められております。

一方、普通地域でございますが、許可ではなく届出制になっておりまして、届出をすれば風致の維持に支障が無い限り基本的に何でもできるというような地域でございます。

以上が県立公園の見直しの作業についての簡単な説明になります。

続きまして、資料6を御覧いただきたいと思えます。

今回の種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更についての具体的な中味についてお話を申し上げます。

まず公園の概要でございます。御承知の方もあろうかと思えますが、種差海岸階上岳県立自然公園は

八戸市から階上町にかけての海岸線と階上岳一帯を区域とした自然公園であります。当初は昭和 28 年に八戸市の海岸線部分が指定され、その後、昭和 49 年、昭和 56 年、昭和 61 年に見直しがされております。今回の変更は 23 年ぶりということになります。

2 番の今回の変更の理由でございますが、下から 2 段目の段落以降に記載してございますが、まず、境界が分かりにくくなっている箇所を点検し、不明瞭となっている境界線の引き直しに主眼を置いて作業を進めたものでございます。このことから、公園区域の見直しにつきましては、基本的に現状を維持しながら不明瞭となっている区域線を引き直し、自然公園としての資質の維持を図るようにしております。

公園計画につきましては特別地域と普通地域の地種区分の色分けになるわけでございますが、これも基本的に現状を維持しながら不明瞭となっている地種区分線を引き直しております。併せて区域の実態に応じて地種区分の変更をすることとしております。

利用施設計画につきましては、施設の必要性和整備の見込みを勘案し変更することとしております。続きまして 2 ページの方を御覧いただきたいと思っております。

具体的な変更箇所につきまして表になってございます。簡単に御説明申し上げます。

公園区域の変更が、表の左の方に番号がありますが、4 番、5 番の 2 つでございます。地種区分の変更でございますが、1 番、2 番、3 番、それと右の方の 3 ページにあります 6 番と 7 番となっております。このうち規制が強まるものにつきましては、1 番の館越地区と 4 番の大久喜地区になります。一方、規制が緩められるものにつきましては、2 番、3 番の種差海岸地区、5 番の大久喜地区、6 番の榊平海岸地区、7 番の階上岳地区でございます。

3 ページ中段の表でございます。公園面積をみてみますと、区域の変更があるわけでございますが、拡張 2 ヘクタールと削除の 2 ヘクタールで相殺されまして、全体の面積は変更がありません。

次に (3) の利用施設計画でございますが、階上岳の野営場とスキー場の計画を削除することとしております。

4 ページ以降は各地区の図面と写真になります。まず 4 ページの方でございますが、保護規制計画変更図 1、右肩の方に変更図 1 と書いてございますが、先ほどの表の 1 番の館越地区を表示しております。普通地域から第 3 種特別地域に格上げする地域でございます。丸の数字、①、②、③、④となっておりますが、これは境界を表しますが、変更により新たに設定される境界線を説明しているものでございます。

次に 5 ページの保護規制計画変更図 2 は、先ほどの番号の 2 番と 3 番の種差海岸地区を表示しております。真ん中辺の上の方に 1 特から (普)、これが 2 と。そのちょっと下の方に 3 が 2 つという形になっております。

次に 6 ページをお開き願います。同じく変更図の 3、ここは大久喜地区でございます。区域を拡張する 4 番は真ん中よりちょっと上の方でございます。区域を削除する 5 番は下の方でございます。

次に 7 ページの保護規制計画変更図の 4 でございますが、これは階上町の榊平海岸地区でありまして、第 3 種特別地域から普通地区に格下げする地域ということで表示しております。

最後に、次の 8 ページでございますが、変更図の 5、ここには階上岳つくし森の第 1 種特別地域から第 3 種特別地域に格下げする区域が表示されています。上の方の黄色で塗っている半分ですね、ここが 1 から 3 になるという予定にしております。

次のページからは写真になっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、変更の内容について御説明を申し上げます。

次に資料7でございます。こちらは今の自然公園の全体を示した図面となっております、1枚目については公園の区域と規制計画、さらに2枚目については、そこにある利用施設の凡例がありますが、ここにこういうのがあるという形で示した図面でございます。ここについても説明は以上でございます。

続きまして資料8でございます。これについては具体的な内容を今回は省略をさせていただきますが、これは公園の指定書及び公園計画書となっております。この指定書と公園計画書が、今の資料7にありました公園計画図と併せまして公園計画の本体となるものでございます。今回の案件、御説明いたしております公園区域及び公園計画の変更という手続きにつきましては、この2つの資料を決定するということになります。今回は資料8の内容を先ほど資料5、6で簡単に御説明いたしましたもので、本体の説明は省略をさせていただきます。

最後に変更手続きでございます。今後のスケジュールにつきまして、資料9によりまして御説明をいたします。

当該地区の公園計画の変更につきましては、平成18年度からこれまで順次作業を進めてきております。今年度、素案を作成しまして、7月に一旦事前協議ということで関係市町等に協議をしております。その段階では特に意見はないということで受けております。今後、今日の審議会以降調整をいたしまして、12月に改めて関係機関に対して本協議を行うということになります。それと同時にパブリックコメントを実施するというようになります。

以上を踏まえまして最終案を作成し、第9回の環境審議会に諮問をするという予定になっております。

また、自然公園の区域変更につきましては、面積が1ヘクタールを超える場合は国土利用計画法に基づきまして土地利用基本計画を変更するという必要があります。そういうことから、県の方にあります国土利用審議会に対しても諮問をするということになりまして、土地利用基本計画の変更決定を受けまして、予定では3月下旬になろうかと思っておりますが、県報で告示をするということになっております。

以上、資料に基づいて簡単ではございますが御報告を申し上げましたが、始めに申し上げましたとおり、今回は報告案件ということで、事前にお知らせするというこの審議会でも御説明をさせていただきました。また、今、御説明を申し上げましたとおり、この変更につきましては区域の拡張、あるいは地種区分の格上げということで、規制を強化する部分の中には含まれております。この地区、民有地が多くございまして、地元の土地所有者の方に対して十分説明をし、理解していただく必要があるのかなと考えております。これまでも土地利用者の方々と調整を図ってきております。その調整も踏まえながら、先ほど申し上げました次回の審議会に諮問をしたいと考えております。

説明は以上で終わらせていただきます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

これは事前に質問等を伺っていますが、これは止めますか。やりますか。

じゃあお願いいたします。

(三上自然保護課長)

回答という形にはならないかと思いますが、一応報告ということで。

事前に藤田会長の方からも地種区分の変更につきましていくつか御意見、御質問等をいただいておりますので、その内容を御紹介するという形にさせていただきたいと思っております。

(藤田会長)

お願いします。

(三上自然保護課長)

まず1つでございますが、先ほどありました2番と3番の種差海岸地区の関係でございますが、第1種特別地域から普通地域に変更するという箇所につきまして、この箇所につきましては車道から海側に位置して風致上重要な場所であるのではないかと、また利用施設として、ここに園地とか野営場があるわけですが、そこに近い場所であるので、普通地域ではなくて第1種から第2種の方へ変更すべきではないかという御意見をいただいております。

次に2つ目でございます。同じく種差海岸地区でございますが、第2種特別地域から普通地域に変更する箇所につきまして、今の理由と同じでございますが、車道から海側に面して風致上重要な場所なので、普通地域に格下げしない方がよいのではないかと。

また、もう1つ、階上町の榊平海岸地区でございます、ここも同様な形になっておりますので、ここも格下げしなくていいのではないかとこのものでございます。

最後に3つ目でございますが、階上岳のつくし森地区、7番でございます、この森を1から3種に格下げするという箇所でございますが、この周辺の地域は道路があって利用しやすい環境にあると、3種ではなくて第2種の方がより良いのではないかとこの御意見を伺っております。

以上の御意見につきましては、次回予定しております審議会の方までに検討をさせていただければと思っております。

以上でございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

私の質問しか出ていないということで、あまり、これはどうしようかなと思ったのですが、他に御意見等がありましたら伺いたいと思っております。

私の今御紹介いただいたものは次回ということで、特に今回は詰めません。

(針生委員)

この前、ヒマワリが咲いていたのはどこでしたか。今日の東奥日報さんに載っていましたが。

(三上自然保護課長)

昨日の10日付けの新聞に載っていましたが、第2種特別地域の白浜海岸、その場所になるそうです。

ちょっとお待ち下さい、今、地図で示せるかと思っております。

(藤田会長)

今の、針生さん、どんな質問ですか。

(針生委員)

すいません、昨日の東奥日報さんに、種差海岸ですよ、ヒマワリがかなり咲いていて、これは植栽

されたものか、それとも自然のゴミのものなのかどうのこうので、抜いたというのが載っていました。単なるその質問の場所の確認でした。すいませんでした。

(三上自然保護課長)

具体的な場所でございますが、資料7の全体の区域及び公園計画図、2枚ものの大きな図面をちょっと御覧いただきたいと思います。

1枚目の方の区域計画図の、番号でいえば上の方にあります48番。ヒマワリが見つかったのは大体その辺になるということだそうでございます。

(藤田会長)

他にございますでしょうか。

この自然公園地区の変更というのは、現地調査とか、委員によるものは無理なんでしょうか。

(三上自然保護課長)

審議会としてということですか。

(藤田会長)

そうです。

(三上自然保護課長)

今まではちょっと考えてはなかったのですが。もし必要ということであれば、現地調査ということもあろうかと思えます。

(藤田会長)

そうですか。

委員の皆さん、いかがですか。特に必要ないということであればいいのですが。

じゃあ、特に結構です。失礼しました。

(三上自然保護課長)

次回については、できるだけ写真とか、大体この地区がこういうものだというものが分かるような、目で分かるような形で御紹介できればなと思いますので、若干、その辺、工夫をさせていただきたいと思えます。

(藤田会長)

よろしく願いいたします。

(針生委員)

ちょっとだけ。

(藤田会長)

どうぞ。

(針生委員)

さっきヒマワリの、いわゆるあれを聞いたのは、私、尻屋でアメリカオニアザミの刈り取りをやって、すごい繁殖力です。それから県南の方では八戸駅の構内にビロードモウズイカという外来植物がすごく繁殖しているわけですね。ですから、この海岸に、いわゆる種差海岸階上岳県立自然公園内でこれからアメリカオニアザミやら、そういう外来植物が繁殖する可能性があるんじゃないかなということちょっと感じましたので、それで場所をお聞きしたのですが。アメリカオニアザミにつきましては、見ればまず分かります。トゲがいっぱいです。これに座ったら大変なことになると思うくらいトゲがいっぱい、何と青森市内にもあちこちにあるんですよ。そのぐらい繁殖力がすごいので、今、青森市内のやつはもう種子がいっぱい飛んでいます。今、やっておかないと、ものすごい繁殖力で。一昨年は何と郷土館の脇の街路樹の下にあったのを覚えていますけれども。それはいつの間にやら無くなったのですが。そういうことで、ちょっとヒマワリについて、どの場所かなとお聞きしただけです。以上です。

(藤田会長)

公園の核心地域であれば、この場合でいくと第1種特別地域になりますが、それはまた考える必要があるかもしれませんが、その他はちょっと規制対象外ですから。

他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。福士さん。

(福士委員)

これ、確認ですが、関係市町との調整というのは、これ全て終わって、認めたというような案なのでしょうか、利用計画も含めまして。

(藤田会長)

全然、まだというお話でした。

(福士委員)

まだなんですか。19年度から調整を開始と書いていまして。どうなんですか。

(藤田会長)

事務局お願いします。

(三上自然保護課長)

市町というのは八戸市と階上町でございますが、ここについては最終的ということではないのですが、これまでも市町の方と話し合いをしておりまして、基本的には今の段階ではこの地区については同意といたしますか、その方向でということでは意見を聞いております。

また、土地所有者の方につきましては、先ほどの説明で申し上げましたとおり、これまで全体での説明会等をやりましたけれども、今後また引き続き実施していくという形になろうかと思っております。

以上です。

(藤田会長)

よろしいですか。

どうしてそういうことをお聞きされたんですか。

(福士委員)

要するに、私も階上町民なものですから。指定のちょっとした変更はしょうがないのですが、利用計画、最後の方に、ここに野営場を造るとか、本当にそれ、合意しているのかと思ひまして。気になっただけです。

(藤田会長)

分かりました。

それでは以上で本日の議事案件を終了したいと思います。

他に、この2件以外に何かございましたらばお受けいたしますが。

ございませんでしょうか。

それでは、ちょっと早いです、これをもちまして本日の議事を終了したいと思います。

ありがとうございました。

4. 閉会

(司会)

藤田会長、委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。

閉会にあたりまして中村次長の方から御挨拶を申し上げます。

(中村次長)

御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には長時間にわたりまして御熱心な御審議をいただきました。大変ありがとうございました。おかげさまをもちまして、諮問案件について本日答申をいただくことができました。厚くお礼を申し上げます。

諮問案件、報告案件の中で委員の皆様からいただきました御意見、御提言につきまして、今後関係行政に反映してまいりたいというふうに考えております。

これからも本県の環境をよりよいものとするため、委員の皆様方には何卒御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日のお礼とさせていただきます。

ありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第8回青森県環境審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。御苦勞様でございます。

以上